

## 「災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定」 の締結式について

平成27年1月27日  
総務部総務課法規G  
担当：蟹由  
電話：225-1232  
内線：3371

石川県では、石川県行政書士会と、災害発生時における被災者支援のため、行政書士業務（生活再建に必要な手続に関する相談や書類作成など）に関する協定を締結します。

- 1 日 時 平成27年1月28日（水）10時00分～
- 2 場 所 石川県庁行政庁舎 4階 特別会議室
- 3 出席者 石川県知事 谷本 正憲  
石川県行政書士会会長 前多 利彦
- 4 協定内容
  - (1) 名 称 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定
  - (2) 協定の内容 県の要請により次の業務を行う。
    - ①行政書士会による被災者支援相談センターの開設
    - ②県又は市町への行政書士の派遣
  - (3) 支援業務 次の手続について、無料で相談を受け書類を作成する。
    - ①罹災証明書交付申請書の作成
    - ②被災自動車の廃車手続
    - ③被災自動車の修繕等にかかる自動車税減免申請書の作成 等※上記業務に要する経費は、行政書士会が負担する。